

広報 あみ

人と自然が織りなす，輝くまち



我は阿見將軍也
皆の者、すたんぷを集めよ！



2018
No.687 6

平成30年
5月25日発行

キャラクターデザイン：諏訪原寛幸氏（あみ大使）

2018年
4月1日～
9月30日

※スマホスタンプラリーの詳しい内容は、35ページをご参照ください

主な内容

情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告…	3
紹介します！平成30年度の区長さん…	14
地区防災計画の策定を推進しています…	16
総合健診・住民健診等の申し込み開始…	24
まい・あみ・まつり2018の実行委員会紹介等…	28

町スマホスタンプラリー開催

あみ観光協会（町商工観光課内）では、9月30日まで、スマホスタンプラリーを開催しています。

ぜひこの機会に町の周遊をお楽しみください！

スマホスタンプラリー特設サイト
<https://www.ami-stamp.com/>



特定防衛施設周辺整備調整交付金 の活用状況

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

町では、『特定防衛施設周辺整備調整交付金』を町民の生活の利便性向上など、さまざまな事業に活用しています。

特定防衛施設周辺整備調整交付金とは

防衛施設の設置または運用によって生じる影響を軽減するために、特定防衛施設関連市町村が行う町民の生活の利便性向上などの事業に対して交付される交付金のことです。

この交付金は、関係住民の生活の安定と福祉の向上のために役立てられることを目的とし、『防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律』に定められています。

町は特定防衛施設関連市町村として指定されており、これまでも学校給食センター外構工事や不法投棄監視カメラ等設置などに交付金を活用し、町民の皆さまの生活環境の改善や福祉の向上が図られるよう事業を実施しています。今後も地域の生活環境の改善が図られるよう本交付金を活用していきます。

平成 29 年度の特定防衛施設周辺整備調整交付金活用事業

平成 29 年度は、下記の事業について交付金を活用して行いました。

●医療福祉費助成（基金）

交付金:16,640,000 円

- ▼小児の健康の保持増進と子育て世帯の生活の安定を図るために、小児医療費の一部を助成しています



●予防接種助成（基金）

交付金:22,000,000 円

- ▼疾病の予防およびまん延の防止に取り組み、町民の健康増進を図るために、予防接種に要する費用の一部を助成しています

●予科練平和記念館維持運営（基金）

交付金:11,000,000 円

- ▼地域の教育および文化の向上に寄与する予科練平和記念館について、安定的かつ継続的な維持管理および運営を図るために交付金を活用しています



▲開館 8 周年を迎えた予科練平和記念館

詳細については、上記にお問い合わせください。

町ホームページ (<http://www.town.ami.lg.jp/0000001459.html>) にも掲載していますのでご覧ください

平成 29 年度の運用状況を報告します！

情報公開制度

個人情報保護制度

総務課文書法制係 ☎888-1111 (214)



情報公開制度

この制度は、開かれた町政の推進と町民の皆さんの町政参加の促進を目的に、町が管理している文書の公開を求める権利をすべての人に保障するものです。

▼請求ができる人…どなたでも請求できます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、請求書に必要事項を記載していただきます。なお、窓口に来ることができないときは、郵送でも受け付けています。請求書は、町ホームページで取得することができます

▼公開請求に対する決定…

請求書を受理した日の翌日から14日以内（30日を限度として延長する場合があります）に決定し、書面でお知らせします

▼公開方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します

実施機関	件数	主な内容
町長	町長公室	6 道の駅整備関係書類・筆界等関係記録 契約関係書類
	総務部	10 契約関係書類・住居表示台帳図 役場駐車場維持管理関係書類
	町民生活部	7 水質分析結果関係書類 動物愛護事業関係書類
町教育委員会	3	小中学校心臓検診の結果 学校再編検討委員会議事内容関係記録

▼公開請求の内容…実施機関別の請求内容は、左表のとおりです

公開請求の決定状況	件数
公 開	12
一部公開	11
非 公 開	1
不 存 在	2
合 計	26

▼平成29年度の運用状況…26件の公開請求がありました（左表参照）

個人情報保護制度

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、皆さんが、町が保有している自分の個人情報を見たり、その個人情報に事実の誤りがある場合に訂正などを請求することができる仕組みです。

▼請求ができる人…自分に関する個人情報についての請求であれば、どなたでもすることができます

▼請求の方法…請求は、情報公開コーナー（役場2階総務課）で受け付けています。その際、本人またはその法定代理人であることの確認のため、運転免許証など身分証明書の提示が必要です

▼開示請求に対する決定…情報公開制度の公開請求に対する決定と同じ

▼開示方法…お知らせした日時に、情報公開コーナーで個人情報の閲覧・視聴・写しの交付を行い、その内容について担当者がご説明します。その際も、請求者が本人または法定代理人であることを確認します。運転免許証などの身分証明書の提示が必要です

公開請求の決定状況	件数	公開請求の決定状況	件数
公 開	0	不 存 在	0
一部公開	2	情報提供	0
非 公 開	0	合 計	2

実施機関	件数	主な内容
保健福祉部	2	母子保健事業関係記録

▼訂正請求・利用停止の申出…請求者は、開示を受けた自分の個人情報に誤りがあるときは、町にその訂正を求めることができます。また、町の保有する自分の個人情報に条例に違反して収集されたり、利用されたり、保有されたりしていると判断したときには、利用停止を申し出ることができます

▼平成29年度の運用状況…2件の開示請求がありました。請求内容は左表のとおりです。そのほか、訂正請求・利用停止の申し出はありませんでした

公表します

町職員の給与・定員管理等

総務課職員係 ☎888-1111(211)

1. 総括

①人件費の状況(平成28年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	平成27年度 の人件費率
47,489人	16,015,102千円	729,460千円	2,267,859千円	14.2%	15.8%

(注) 人件費には特別職に支給される給料・報酬などを含みます

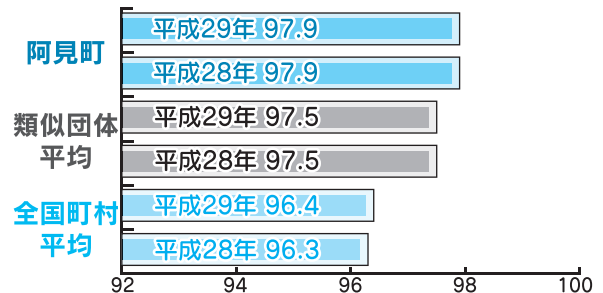
②職員給与費の状況(平成28年度普通会計決算)

職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
268人	1,002,599千円	150,578千円	383,549千円	1,536,726千円	5,734千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用「短時間勤務」)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません

③ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)

区分	指数	
	平成28年	平成29年
町	97.9	97.9
類似団体平均	97.5	97.5
全国町村平均	96.3	96.4



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です 2 類似団体平均とは、人口規模・産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです

④給与改定の状況(平成29年度)

区分	人事院勧告				給与改定率	国の改定率
	民間給与A	公務員給与B	較差A-B	勧告(改定率)		
月例給	411,350円	410,719円	631円(0.15%)	0.15%	0.15%	0.15%

(注) 1 「民間給与」「公務員給与」は、人事院勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です

区分	人事院勧告				年間支給月額	国の支給月額
	民間の支給割合A	公務員の支給月額B	較差A-B	勧告(改定月額)		
特別給 (期末・勤勉手当)	4.42月	4.30月	0.12月	0.10月	4.40月	4.40月

(注) 1 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月額」は、期末手当および勤勉手当の年間支給月額です

⑤給与制度の総合的な見直しの実施状況について

▼概要: 国の給与制度の総合的な見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げおよび地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている ▼給料表の見直し: 実施 ▼給料表の改定実施時期: 平成27年4月1日

▼内容: 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

2. 職員の平均給与月額、初任給等の状況（各項目とも平成 29 年 4 月 1 日現在）

① 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
町	41.9 歳	317,100 円	373,164 円	337,113 円
県	42.7 歳	332,982 円	417,059 円	376,646 円
国	43.6 歳	330,531 円	—	410,719 円
類似団体	41.4 歳	306,690 円	368,419 円	341,025 円

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
町	56.8 歳	325,400 円	340,072 円	332,491 円
うち用務員	58.0 歳	330,100 円	338,000 円	335,200 円

対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B	年収ベース 公務員 (C)	年収ベース 民間 (D)	C/D
用務員	55.1 歳	207,300 円	1.63	5,535,900 円	2,818,600 円	1.96

(注) 1 「平均給料月額」とは、4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・通勤手当・住居手当・時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、『地方公務員給与実態調査』において公表されているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています

3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されるデータを使用しています(平成 26 年～平成 28 年の 3 か年平均)

4 技能労務職の民間との比較において、年齢・業務内容・雇用形態などの点において完全に一致しているものではありません

5 年収ベースの「公務員(C)」および「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です

② 職員の初任給の状況

区分	町	国
一般行政職		
大学卒	178,200 円	178,200 円
高校卒	146,100 円	146,100 円

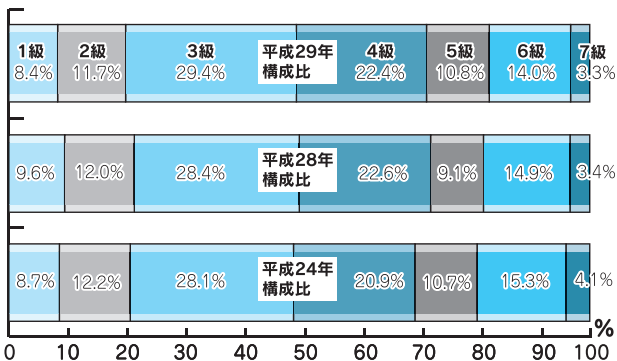
区分	町	国
技能労務職		
高校卒	143,500 円	—
中学卒	135,500 円	—

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分	経験年数 10 年以上 15 年未満	経験年数 15 年以上 20 年未満	経験年数 20 年以上 25 年未満	経験年数 25 年以上 30 年未満
一般行政職				
大学卒	274,000 円	310,200 円	358,600 円	383,100 円
高校卒	220,500 円	246,300 円	336,000 円	365,800 円
技能労務職				
高校卒	該当者なし	該当者なし	277,700 円	326,400 円
中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3. 一般行政職の級別職員数等の状況

① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主 事	18 人	8.4%	141,600 円	246,600 円
2 級	主 事	25 人	11.7%	191,700 円	303,400 円
3 級	主 任	63 人	29.4%	227,900 円	349,200 円
4 級	係 長	48 人	22.4%	261,100 円	380,200 円
5 級	課長補佐	23 人	10.8%	287,100 円	392,200 円
6 級	課 長	30 人	14.0%	317,700 円	409,400 円
7 級	部長・次長	7 人	3.3%	361,800 円	444,100 円

(注) 平成 22 年に 6 級制から 7 級制に変更しています(旧給料表を一級一職制に整理)

(注) 1 町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です

② 昇給への人事評価の反映状況

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日までにける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4. 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（平成 28 年度）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です

区 分	町		県		国	
平均支給額	1 人あたり平均支給額 1,457 千円		1 人あたり平均支給額 1,798 千円		—	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分 (1.45 月分)	1.70 月分 (0.80 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.70 月分 (0.80 月分)	2.60 月分 (1.45 月分)	1.70 月分 (0.80 月分)
加算措置の状況	職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～15%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%		職制上の段階・職務の級等による 加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	

○勤勉手当への人事評価の反映状況（一般行政職）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日まで における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

② 退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		町		国	
		自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
支給率	勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	20.445 月分	25.55625 月分
	勤続 25 年	29.145 月分	34.58250 月分	29.145 月分	34.58250 月分
	勤続 35 年	41.325 月分	49.59000 月分	41.325 月分	49.59000 月分
	最高限度額	49.590 月分	49.59000 月分	49.590 月分	49.59000 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2～20%加算		定年前早期退職特例措置 2～45%加算	
1 人あたり平均支給額		18,834 千円		—	

（注）退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です

③ 地域手当 支給なし

④ 特殊勤務手当 支給なし

⑤ 時間外勤務手当

	平成 27 年度決算	平成 28 年度決算
支給実績	69,217 千円	74,941 千円
職員 1 人あたり平均支給年額	444 千円	460 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

⑥ その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容および支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 28 年度決算)	支給職員 1 人あたり 平均支給年額 (平成 28 年度決算)
扶養手当	▼配偶者 10,000 円 ▼子 8,000 円 (配偶者がいない場合そのうち 1 人は 10,000 円) ▼父母等 6,500 円 (配偶者および扶養親族たる子がない場合そのうち 1 人は 9,000 円) ▼特定期間 (16～22 歳) の加算額 5,000 円	同 じ	—	20,243 千円	215,346 円
住居手当	借家：月最高限度額 27,000 円	同 じ	—	9,361 千円	275,326 円
通勤手当	▼公共交通機関利用者／定期券代等の実費：月最高限度額 55,000 円 ▼自動車等利用者／通勤距離片道 2km 以上の場合に距離に応じて 2,000～31,600 円	同 じ	—	8,218 千円	57,071 円
管理職手当	▼支給対象職員： 部長 65,000 円、課長 40,000 円、施設長 30,000 円など	異なる	役職における 手当額が異なる	19,556 千円	514,618 円

（注）管理職手当については、平成 16 年 7 月 1 日から 20%削減しています

5. 特別職の報酬等の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区 分		月 額		
給料	町 長	722,000 円	期末手当	平成 28 年度 支給割合 3.25 月分
	副町長	585,000 円		
報酬	議 長	369,000 円		
	副議長	330,000 円		
	議 員	313,000 円		
退職 手当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	町 長	給料月額×在職年数× 550/100	15,884,000 円	任期毎
	副町長	給料月額×在職年数× 310/100	7,254,000 円	任期毎

(注) 1 退職手当(1 期の
手当額)は、4 月
1 日現在の給料
月額および支給
率に基づき、1
期(4 年= 48 月)
勤めた場合にお
ける退職手当の
見込額です

2 町長給料 15%削減、副町長・教育長給料 10%削減を平成 17 年 7 月 1 日から実施しています

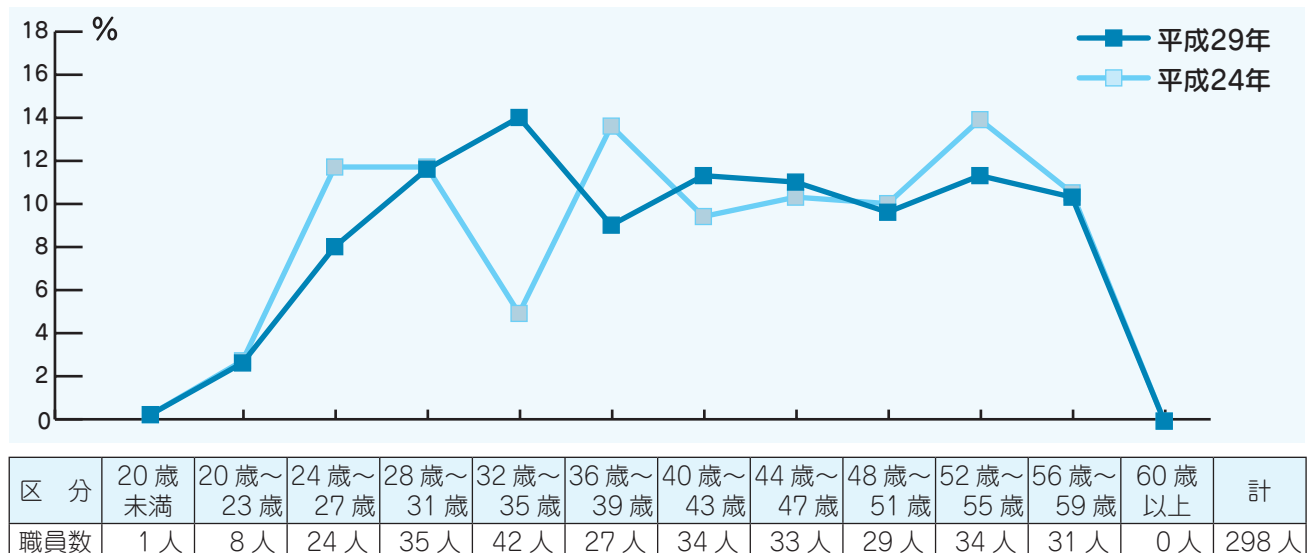
6. 職員数の状況

①部門別職員数と主な増減理由（各年 4 月 1 日現在）

区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
部 門			平成28 年	平成29 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3 人	3 人	0	
		総 務	71 人	75 人	4	国体、道の駅業務増等による増
		税 務	24 人	21 人	▲ 3	派遣職員の派遣期間満了に伴う減等による減
		民 生	70 人	76 人	6	保育業務・福祉業務増等による増
		衛 生	22 人	21 人	▲ 1	退職不補充に伴う減
		農林水産	10 人	10 人	0	
		商 工	6 人	6 人	0	
		土 木	24 人	24 人	0	
		小 計	230 人	236 人	6	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 ▼町:49.7 人 ▼類似団体:50.85 人
	教育部門		38 人	38 人	0	
小 計		268 人	274 人	6	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 ▼町:57.70 人 ▼類似団体:65.22 人	
公 営 企 業 等	水 道		6 人	4 人	▲ 2	下水道部門との事務分掌見直しに伴う減
	下 水 道		3 人	5 人	2	水道部門との事務分掌見直しに伴う増
	そ の 他		18 人	15 人	▲ 3	派遣職員の派遣期間満了に伴う減等による減
	小 計		27 人	24 人	▲ 3	
合 計			295 人 [406 人]	298 人 [406 人]	3	〈参考〉人口 1 万人あたり職員数 62.75 人

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です 2 [] 内は、条例定数の合計です

②年齢別職員構成の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）



7. 公営企業職員の状況（水道事業）

①職員給与費の状況

▼決算（平成 28 年度）

総費用 A	純損益または 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B / A	平成 27 年度の総費用に 占める職員給与費比率
934,725 千円	101,646 千円	48,281 千円	5.2%	4.9%

職員数 A	給 与 費				1 人あたり給与費 B / A
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6 人	25,918 千円	6,128 千円	7,146 千円	39,192 千円	6,532 千円

（注）1 職員手当には、退職給与金を含みません

2 職員数は、平成 29 年 3 月 31 日現在の人数です

②職員の基本給、平均月収額および平均年齢の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.0 歳	326,438 円	477,764 円
団体平均	44.4 歳	343,701 円	513,093 円

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当などを含みます

③職員の手当の状況

▼期末手当・勤勉手当（平成 28 年度）

区分	水道事業	一般行政職
1 人あたり平均支給額	1,191 千円	1,457 千円

（注）支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

▼退職手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

水道事業			一般行政職		
	自己都合	勸奨・定年		自己都合	勸奨・定年
1 人あたり平均支給額	—	—	1 人あたり平均支給額	—	18,834 千円

（注）1 支給割合および加算措置は、一般行政職と同じです

2 一般行政職の退職手当の 1 人あたり平均支給額は、平成 28 年度に退職した職員に支給された平均額です

▼時間外勤務手当

支給実績（平成 28 年度決算）	2,296 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 28 年度決算）	459 千円
支給実績（平成 27 年度決算）	1,827 千円
職員 1 人あたり平均支給年額（平成 27 年度決算）	365 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます

▼その他の手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）（※）は平成 28 年度決算の額です

手当名	内容および支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績（※）	支給職員 1 人あたり 平均支給年額（※）
扶養手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	1,404 千円	280,800 円
住居手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	210 千円	41,931 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同 じ	—	473 千円	472,800 円

問い合わせ：総務課職員係 ☎888-1111 (211)

6月5日は『環境の日』です

環境を守り育むまちづくり

下記の補助金は、環境政策課（平日、午前8時30分～午後5時15分、土・日・祝日・年末年始を除く）にて申請の受付をしています

環境政策課 ☎888-1111 (252)

スズメバチ駆除費補助金制度

町では、町民の安全確保を図るため、スズメバチの巣を駆除した人に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

- ▼**対象者**: 次のすべての要件を満たす人 ※スズメバチ以外の蜂は対象になりません
 - ▶スズメバチが営巣している町内の土地・建物の所有者や管理者、賃借する個人
 - ▶阿見町税条例に規定する町税を滞納していないこと
- ▼**補助額**: スズメバチの巣の駆除処理1件につき、駆除処理に要した費用の2分の1の額（100円未満は切捨て） ※上限15,000円（予算がなくなり次第終了）
- ▼**申請方法**: スズメバチの巣の駆除処理を実施した日から1か月以内に、必要書類①～⑤を持参して環境政策課に申請する
- ▼**必要書類**: ①補助金交付申請書（申請時に窓口でも記入できます）②巣の駆除に要した費用の領収書の写し（1か月を過ぎた領収書は補助の対象外）③巣の駆除前および駆除後の写真④印鑑⑤申請者の口座番号のわかるもの

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業補助金

町では、水素の利活用の促進およびエネルギー利用の効率化を図るため、補助対象機器を設置する世帯を対象に補助金を交付します。

- ▼**対象者**: 下記のすべてに該当する人が対象です
 - ①町内の設備を設置する場所に住民登録していること（転入・転居等により実績報告書の提出までに当該地に住民登録することとなる場合も可）
 - ②阿見町税条例に規定する町税の滞納がないこと
 - ③本人または同一世帯において過去にこの補助金の交付を受けていないおよびこの補助金の対象となった機器が設置されていない住宅に居住する人であること
- ▼**補助金対象機器と補助金額**
 - ▶家庭用燃料電池システム（エネファーム）1基あたり50,000円

- ▶定置用リチウムイオン蓄電システム1基あたり50,000円
 - ※いずれも1世帯あたり各1基とする（補助金の併用は可）
 - ※設置する設備はすべて未使用品であること
 - ※予算がなくなり次第終了

- ▼**申請受付期間**
4月～平成31年2月末まで

- ▼**申請方法**
詳細は、町ホームページをご覧ください
※補助金は設備設置工事前にあらかじめ申請書を提出し、受理されることが必要です。町補助金の交付が決定してから設置でないと補助対象になりません

子ども会リサイクル活動

町では、資源物を回収した子ども会に対して助成金を交付しています。環境教育の一環として、子どもたちのリサイクルに対する理解と関心を深めることを目的としています。

- ▼**助成内容**: ▶回収した資源物に対して1キログラムあたり5円を乗じた額を助成金として交付（10円未満切捨て）▶年度内に3回の活動分まで

平成28年度子ども会による資源物の回収実績（キログラム）						
新聞紙・雑誌	牛乳パック	段ボール	かん	布	びん	合計
97,650	316	22,625	3,855	3,080	317	127,843



▲子ども会のリサイクル活動

町・県民税（住民税）の 公的年金からの 特別徴収（引き落とし）制度

65 歳以上
の人



税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152・156)

65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかわる住民税を年金から引き落とす制度です。平成 21 年 10 月支払い分の年金から導入されました。

対象者

公的年金の受給者で以下のすべてを満たす人

- ▼ 65 歳以上（4 月 1 日現在）である
 - ▼ 公的年金にかかる住民税の納税義務がある
 - ▼ 年額 18 万円以上の老齢基礎年金等を受給している
 - ▼ 介護保険料が公的年金から特別徴収されている
 - ▼ 所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えない
- ※ご自身が対象になっているかどうかは 6 月中旬ごろに町から送付する住民税の税額決定・納税通知書でご確認ください。なお、65 歳未満で公的年金を受給している給与所得者については、原則として「公的年金所得」と「給与所得」にかかる住民税を合算して給与から引き落とす制度となります

徴収される税額

公的年金からは公的年金の所得にかかる税額のみを引き落としします。

公的年金以外の所得（給与・不動産など）にかかる税額は年金から引き落としはせずに、普通徴収（納付書または口座振替）または給与からの引き落としで納めていただくことになります。

対象となる年金

老齢等年金給付（老齢基礎年金・老齢厚生年金・退職共済年金など） ※ 遺族年金や障害年金は対象外

徴収方法および税額

新しく特別徴収を開始する年度の徴収方法

上半期（6 月・8 月）：年税額の 4 分の 1 ずつ徴収し、**普通徴収**（納付書または口座振替）で徴収

下半期（10 月・12 月・翌年 2 月）：年税額の 6 分の 1 ずつ徴収し、**特別徴収**（年金からの引き落とし）で徴収

期別	上半期	下半期
徴収方法	普通徴収（納付書・口座振替）	特別徴収（年金からの引き落とし）
課税月	第 1 期（6 月）・第 2 期（8 月）	10 月・12 月・翌年 2 月
税額	それぞれ年税額の 4 分の 1 を徴収	それぞれ年税額の 6 分の 1 を徴収

■特別徴収が継続される2年目以降の徴収方法

上半期・下半期ともに特別徴収。

上半期については、普通徴収（納付書または口座振替）となる場合があります。※1

期別	上半期（仮徴収）	下半期（本徴収）
徴収方法	特別徴収（年金からの引き落とし）	特別徴収（年金からの引き落とし）
課税月	4月・6月・8月	10月・12月・翌年2月
税額	それぞれ前年度の公的年金に係る年税額の6分の1を徴収（※1）	それぞれ年税額から仮徴収した額を差し引いた額の3分の1

※1 仮徴収は、前年度において本徴収されていた人が対象になります。そのため、前年度の下半期の本徴収が出なかった人や、前年度途中で下半期の本徴収が停止となった場合などは、翌年度の上半期の仮徴収は行われませんので、普通徴収（第1期・第2期）となり納付書または口座振替により納めていただくこととなりますので、ご了承ください

仮徴収税額が還付となる人

税額は6月に決定しますが、当該年度の税額決定前に仮徴収額（4月・6月・8月）が決定されるため、今年度の税額が昨年度より大きく下がった人などについては、決定した税額が仮徴収の金額より少なくなる場合があります。

この場合、実際に年金から仮徴収額が引き落とされた後に、納め過ぎとなった差額を還付させていただきます。

還付手続きの通知につきましては、年金保険者から町に納入されたことが確認された月ごとに「過誤納金還付（充当）通知書」を発送させていただくことから、複数回に分かれることがありますのでご了承ください。

※上記の場合、納税通知書に記載された仮徴収税額（4月・6月・8月）は、実際に公的年金から徴収される税額であり、課税計算により算出された税額とは異なります

特別徴収が中止になる場合

次のような場合には特別徴収が中止となり、普通徴収（納付書または口座振替）により納めていただくこととなります。

- ①介護保険料が公的年金から特別徴収されないとき
- ②公的年金から特別徴収されている人が亡くなったとき（普通徴収の納税通知書は、相続の対象となる親族の人へ送付します）
- ③所得税・介護保険料・国民健康保険料・後期高齢医療保険料・住民税の合計額が当該年金の支払額を超えるとき
- ④町を転出し、町の介護保険被保険者でなくなったとき
- ⑤住民税の税額が変更となったとき

※④⑤のケース（転出や税額変更があったとき）についても、一定の要件のもと、特別徴収が継続される場合があります

税の公平性・適正な賦課

個人 町・県民税（住民税）について

税務課町民税係 ☎ 888-1111 (151・152)

住民税の税率

種 類	町民税	県民税	合 計
均等割	3,500 円（※ 1）	2,500 円（※ 2）	6,000 円
所得割	6%	4%	10%

※ 1 東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行に基づき、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から平成 35 年度まで 500 円が加算されました

※ 2 森林湖沼環境税の導入により平成 20 年度から平成 33 年度まで 1,000 円が加算された額となっています。なお、個人県民税の均等割の税率についても、※ 1 同様、東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成 26 年度から平成 35 年度まで 500 円が加算されました

住民税が課税されない

均等割も所得割もかからない人

▼生活保護法により生活扶助を受けている人

▼障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が 125 万円以下（給与所得者の年収に直すと 204 万 4 千円未満）

均等割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：

28 万円 ×（本人＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋16 万 8 千円

▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合：28 万円

所得割がかからない人

前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

▼控除対象配偶者、扶養親族のある人の場合：35 万円 ×（本人＋控除対象配偶者および扶養親族の数）＋32 万円

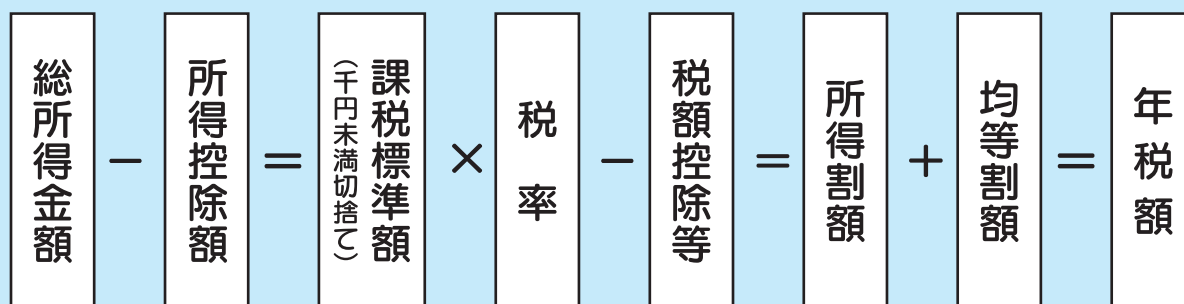
▼控除対象配偶者、扶養親族がいない人の場合：35 万円

▼所得控除の合計額が総所得金額を上回る人

納期および納税の方法

区 分	納期および納税の方法
普通徴収	事業所得者などの人の住民税は、役場から送付する納付書により、6 月・8 月・10 月・翌年 1 月の年 4 回の納期に分けて納付していただく方法です
特別徴収	給与所得者の住民税は、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際にその人の給与から住民税を引き落とし、これを翌月の 10 日までに町に納入することになっています。これを給与からの特別徴収といい、給与の支払者を特別徴収義務者と呼んでいます
公的年金から特別徴収	65 歳以上の公的年金を受給されている人のうち、住民税を納付する義務がある人について、公的年金にかかる住民税を年金から引き落とす制度です

税額計算の流れ



所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの1年間の収入から必要経費や給与所得控除額などを差し引いたものです。所得が多数ある場合は、それぞれの所得金額を算出し、それらを合計します。

所得控除の主な種類

所得控除は、生活の個々事情（扶養者数、医療費の出費等）を反映させ、個々の事情に合わせた税負担となるよう考慮するものです。

所得控除の区分	内 容
医療費控除	前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合において、その支払った医療費が一定額を超えるとときに受けることができる
社会保険控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料等）を支払った場合において、その支払った金額について所得控除を受けることができる
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料を支払った場合において、一定の金額の所得控除を受けることができる
障害者控除	自己または自己と生計を一にする配偶者やその他の親族が障害者にあてはまる場合において、一定の金額の所得控除を受けることができる
寡婦・寡夫控除	納税者が寡婦または寡夫であるときに一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者控除	生計を一にする配偶者で前年の合計所得金額が38万円以下である場合に一定の金額の所得控除を受けることができる
配偶者特別控除	配偶者に38万円を超える所得があるために配偶者控除の適用が受けられない場合でも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額所得控除が受けることができる
扶養控除	控除対象の扶養親族となる人がいる場合に一定の金額の所得控除を受けることができる
基礎控除	他の所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に適用される

税額控除の主な種類

税額控除の区分	内 容
調整控除	所得税と住民税の人的控除（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく負担増を調整するための控除
税額調整	住民税所得割の非課税基準を若干上回る所得を有する人の税引き後の所得金額が、非課税の人の税額を下回ることのないように税額を減ずる調整措置
住宅借入金等特別税額控除	所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、一定の算出方法で算出した金額を、翌年度分の住民税所得割額から控除
寄付金税額控除	前年中に特定の団体に2,000円を超えて寄附した場合、一定の算出方法で算出した金額を所得割額から控除

紹介します！ 平成 30 年度の 区長さん

阿見中 地区 23 行政区



阿見台
藤山 英夫



中郷西
村山 源久



中央西
酒井 一彦



中央東
小野 哲



西方
蛭原 一義



宿
青山 一也



北
湯原 庸輔



西郷
平本 二郎



一区南
高村 正



三区下
土屋 雅典



三区上
柳橋 則男



鈴木
佐藤 喜一



中央北
糸賀 忠



中央南
鴻巣 道明



中吉原
根本 茂喜



上吉原
雨貝 忠義



大砂
國府田 務



富士団地
山口 道子



上郷
石井 定夫



一区北
江幡 英男



二区北
南雲 明夫



住吉
江口 美清

朝日中 地区 15 行政区



福田
木村 袈裟生



新山
齊藤 久芳



下吉原
青山 悦也



シンワ
鈴木 進



本郷
須藤 活久



下本郷
横田 芳明



上本郷
宮本 正巳



一区
櫻井 昭



二区南
新橋 嗣男

●町民と町行政とのパイプ役として働いてくださる皆さんです

 上長 角 慶一郎	 下小池 登ヶ谷 幹男	 上小池 吉田 敬	 寺子 荒木 朝夫	 実穀 野口 賢	 中根 下山 昇	
 青宿 長南 和典	 立ノ越 本多 勲	 中郷東 長南 幸雄	 岡崎 松本 康雄	竹来中 地区 28 行政区 ←		 筑見 中川 純一
 曙東 尾崎 勝男	 白鷺団地 出口 豊	 大室 柳生 正雄	 霞台 神生 敏晴	 廻戸 大谷 守	 新町 橋本 久	
 塙 塚本 裕二	 石川 松本 一	 大形 渡邊 良治	 君島 伊藤 栄	 레이크サイドタウン 村木 貞之	 曙南 葉梨 健次	
 下島津 野口 光男	 上島津 市場 昭	 飯倉二区 小泉 由雄	 飯倉 瀬尾 和夫	 上条 廣瀬 静	 追原 大塚 嘉己	
 南平台三丁目 木道 則夫	 南平台二丁目 武藤 次男	 南平台一丁目 廣木 武則	 竹来 吉田 市郎	 掛馬 時原 三夫	 南島津 大竹 忠夫	

自助・共助の向上のため

地区防災計画

の策定を推進しています

交通防災課防災係 ☎888-1111(277)

地区防災計画とは

住民の災害による被害を未然に防ぎ、少なくするためには、災害に備えて国・県・町が行う「公助」はもちろん重要ですが、自分の命は自分で守る「自助」や、地域の安全は地域で守る「共助」が非常に重要になります。この「自助」「共助」の向上を目的に、地区住民が話し合い、自分の地区の災害時の課題点を再確認し、災害に備えてどうするかを定める計画が「地区防災計画」です。



国・県・町は、災害発生時には全力で応急対策・生活支援活動などの公助に取り組みますが、大規模災害時にはその活動にも限界が出てきます。そのような場合、最も頼りになるのは地域住民による助け合いである共助です。

現在、町では各行政区ごとに自主防災組織という行政区内の防災活動を担当する組織が設立されています。この組織を中心として、地域住民による災害時の各種協力体制を構築したり、住民一人ひとりの防災意識の向上に取り組むには、地区防災計画を策定・活用する事は非常に有効です。

お住まいの地域で防災計画が策定されているかどうかを確認されたい際は、交通防災課までお問い合わせください。

町における防災計画の策定状況

町では、平成28年度より土砂災害警戒区域に隣接する世帯を有する行政区を対象に地区防災計画策定支援を実施し、平成28年度に4地区（立ノ越区・青宿区・新町区・廻戸区）、平成29年度に6地区（霞台区・大室区・曙東区・追原区・南島津区・竹来区）、合計10地区での策定を完了しました。今後も継続的に支援事業を実施し、最終的には町内全行政区（66地区）での計画策定を目指していきます。



地区防災計画を策定した行政区の自主防災組織においては、今後、計画に基づいた防災訓練の実践等により、地域の防災力を高めていきます。また、町もこれと協働で各種訓練を行い、共助と公助の連携を強化していきます。

住民の皆さまも、自主防災組織が実施する防災訓練等に積極的に参加して、地域全体で協力しあう環境づくりを進めましょう。

大雨による水害や土砂災害への備えを万全に

梅雨や台風季節を迎えます。6月から10月ごろにかけて、集中豪雨や台風による水害・土砂災害への備えが大切です。

台風などについては、テレビなどの気象情報により、ある程度事前に予測することが可能です。

災害による被害を最小限に抑えるため、日ごろから防災意識を持ち、災害に対する準備、そして家庭や地域での連携と助け合いにより、安全を守りましょう。

町が発令する避難情報について

災害の危険が迫った場合、緊急度の段階に応じて、避難勧告等の避難に関する情報が発令されますが、避難勧告等の対象区域外であっても、危険だと判断した場合は、自主的かつ速やかに避難を行ってください。避難をした結果、何も起きなければ「幸運だった」という心構えでいましょう。

避難情報が出たら早めの避難行動を！

①避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を始めてください。避難に時間を要する人(高齢者・障害者等の要配慮者)は避難を開始してください。
②避難勧告	危険が高まっています。避難を開始してください。
③避難指示(緊急)	危険が非常に迫っています。直ちに避難を完了してください。万一避難する余裕がなければ「命を守る最低限度の行動(屋内安全確保)」をとってください。

※屋内安全確保:大雨・暗闇等、避難のために建物の外に出るのが危険な場合、建物内の2階以上等の安全な部屋へ緊急的に避難すること

いざという時に備えて「非常持出袋」を用意しておきましょう！
懐中電灯や携帯ラジオの予備電池も忘れずに。

土砂災害から身を守りましょう！

土砂災害は突発的に発生し、一瞬にして生命や財産を奪ってしまいます。日ごろから下記のような現象には注意し、少しでもおかしいと感じたり、異常な現象を確認したときは、早めに自主避難をしましょう。

※町の土砂災害ハザードマップは、町ホームページまたは交通防災課窓口で確認できます

土砂災害が発生しやすい前兆現象の例	
▼がけからの水がにごる	▼小石が落ちてくる
▼湧き水の急激な増加・減少・枯渇	▼がけから音がする
▼斜面のひび割れ、変形がある	▼異様なにおいがするなど

防災情報の確認をしましょう！

●テレビ・ラジオ

台風などの進路予測、気象予報・警報などが入手できます

●防災行政無線

大雨等の特別警報や土砂災害警戒情報等の気象情報、避難勧告等の発令や避難所に関する情報などをお知らせします

※放送内容が聞き取れなかった場合は、下記の電話番号から聞くことができます

☎ 0120-131-813(フリーダイヤル・通話料無料)

●緊急速報メール・エリアメール

緊急地震速報や特別警報のほか、災害・避難情報などが対象エリアにいる人の携帯電話へ配信されます

●あみメール

災害・防犯情報等の緊急情報のほか、町のイベント情報が配信されます。t-ami@sg-m.jpに空メールを送信、もしくは右記二次元コード

を読み取り、登録してください

●気象庁・町ホームページなど



人と自然が共存し 環境を守るまち あみ

注意!あなたの土地が狙われています

～廃棄物の不法投棄・残土の無許可埋め立て～

廃棄物対策課(霞クリーンセンター内) ☎889-0281

悪質な業者から金銭の提供や架空のもうけ話等で土地利用を求められ、安易に同意してしまった結果、大切な土地に廃棄物を不法投棄されたり、質の良くない残土などを埋立てられる事案が発生しています。こうした被害を防ぐためには、「うまい話があっても、安易に土地を貸さない」という意思を持つことが必要です。

また、遊休地にいつの間にか不法投棄されていたという事例もあります。道路から奥まった人目につきにくい土地や手入れが行き届かない土地などが狙われています。

定期的な見回り・進入防止柵や不法投棄禁止の看板等の設置が有効です(『不法投棄禁止』等の看板が必要な場合は、廃棄物対策課までお問い合わせください。)

不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄 110 番 (☎ 0120-536-380) へ!

▼受付時間:平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※ 受付時間外は牛久警察署まで

▼問い合わせ:牛久警察署☎871-0110

違法なごみ処理は厳しく処罰

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』では、第 16 条で「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」と規定しています。この規定に違反すると、最高で 5 年以下の懲役もしくは 1,000 万円以下の罰金(法人等の場合は 3 億円以下)の罰金、またはその両方の罰則が科せられます。

小型家電はリサイクルにまわしましょう!

■対象となる家電:携帯電話・デジタルカメラ・携帯型ゲーム機・AC アダプタ等

■リサイクルへのまわし方

①町指定の燃えないごみ専用袋に対象となる小型家電を入れて燃えないごみの日に集積所に出す(袋に入らない大きさのものは集積所には出せません)

②霞クリーンセンターに直接搬入する

③拠点回収場所に設置してある「小型家電回収ボックス」に入れる

【拠点回収場所】▼役場本庁舎▼うずら出張所▼中央公民館▼かすみ公民館▼本郷ふれあいセンター▼図書館▼町総合保健福祉会館▼カスミフードスクエア阿見店▼カスミフードスクエア荒川本郷店

■注意点

▼個人情報保護のため、携帯電話やパソコン等の個人情報は必ず削除してから出してください

▼電池類・メモリーカード類は抜き取り、それぞれの適正な方法で廃棄・処分してください

都市鉱山からつくる!みんなのメダルプロジェクト

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の入賞メダルに、不要になった小型家電に含まれるリサイクル材が活用されることになりました。

東京 2020 組織委員会が主催するこの取り組みに、町も参加することになり、小型家電リサイクルで回収した家電製品を認定業者へ引き渡します。詳しくは、日本環境衛生センターのホームページ(<http://www.toshi-kouzan.jp>)でご確認ください。

●主催:東京 2020 組織委員会・環境省・日本環境衛生センター・NTT ドコモ・東京都

■問い合わせ:霞クリーンセンター☎ 889-0091

手続きをお忘れなく！

児童手当制度

6月は現況届の提出時期です

子ども家庭課 ☎888-1111 (119)



児童手当制度の目的

児童手当は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、児童を養育する者に対し、家庭等における生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されるものです。

対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している人で町内に住民登録がある人

新たに児童手当の支給を受けるための手続き

出生や転入などで新たな受給資格が発生した場合は、事由の発生した翌日から数えて15日以内に児童を養育している人が、住所地の市町村長へ認定請求書の提出などの手続きをしてください。遅れた場合は、さかのぼって支給できません。なお、公務員の人は勤務先での手続きとなりますので勤務先へご確認ください。

支払月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します

支給額

児童の年齢	児童1人あたりの月額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円

▼第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している子のうち、3番目以降の子を指します

▼中学校を修了した子は手当の支給対象とはなりませんが、養育している子とみなします

所得制限

扶養親族数	所得制限額
0人	6,220,000円
1人	6,600,000円
2人	6,980,000円
3人	7,360,000円
4人	7,740,000円

▼児童手当には所得制限があり、受給者の所得が制限額以上の場合、手当の月額児童の年齢に関係なく5,000円となります

▼所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。配偶者および同居の家族の所得は合算しません

現況届の提出

児童手当を受給している人は、毎年6月に児童の養育状況などを確認するため、『児童手当現況届』を提出していただきます。5月分まで手当を受給していた人には、6月中旬に書類を送付しますので、同封の案内を確認のうえ、下記へ提出してください。『児童手当現況届』を提出しない場合は、受給資格があっても6月以降の支給が受けられなくなりますので、ご注意ください。

▼提出期限: 6月29日(金)まで ※土・日を除く ▼提出先: 役場1階子ども家庭課

▼必要書類: ▼児童手当現況届 ▼厚生年金等加入者の場合: 健康保険被保険者証の写し(町国保加入者は健康保険被保険者証の写しは必要ありません) ▼平成30年1月2日以降に阿見町へ転入した場合: 平成30年1月1日現在の住所地をご記入ください ▼児童と別居している場合: 子どもの属する世帯全員が記載された住民票の写し(児童と同居している人は、住民票は必要ありません)

住み慣れたまちで安心して暮らすために

お年寄りの 毎日を支えます



町で利用できる 65 歳以上の高齢者の関連サービスを紹介します

高齢福祉課 ☎888-1111(141・142・743)

高齢福祉課

シニアカード

協賛店舗から割引やポイント加算等のお得なサービスを受けられるカードを配付します。

▼対象Ⅱ町内に居住する 65 歳以上の入

緊急通報システム整備事業

ひとり暮らしの高齢者や世帯全員が 75 歳以上の高齢者世帯等に緊急通報装置を設置し、急病・災害などの緊急時に迅速・適切な対応を図り、不安の解消と生活の安全を確保します。また、月に一度利用者の状況を確認します。

▼個人負担があります

▼電話回線の種類により使用できない場合があります

ひとり暮らし高齢者愛の定期便事業

ひとり暮らしの高齢者で安否確認の必要性のある人に、乳製品の手渡し配達により安否の確認を行います。

要介護認定者福祉タクシー利用料金助成事業

要介護 1～5 の認定を受けていて、外出時に常時車いすやストレッチャーに乗ったままの移動を必要とする人に、利用者宅と特定の医療機関等の往復に必要な福祉タクシー費用の一部を助成します。(社会福祉課から「障害者福祉タクシー利用券」の交付を受けている人、自動車税や軽自動車税を減免されている人、施設に入所している人は対象外となります)

▼片道を 1 回として年間最大 24 回まで
▼助成限度額Ⅱ 1 回につき 4 0 0 0 円

日常生活用具給付事業

ひとり暮らしの高齢者に、電磁調理器等を給付します。
▼個人負担があります

シルバーカー購入費助成事業

住民税が非課税である世帯に属し歩行が困難であると民生委員が確認した人で、シルバーカーを購入した人に対して助成金を交付します。
▼シルバーカーを購入した日から 30 日以内に申請が必

要です

▼領収書またはレシートが必要ですが
▼助成限度額Ⅱ 5 0 0 0 円

福祉電話貸与事業

低所得のひとり暮らしの高齢者に電話機を貸与し、利用料金の一部を助成します。

家族等介護用品支給事業

介護保険で要介護 3 以上(常時失禁発生の可能性がある要介護 1 および 2 の住民税非課税世帯の人を含む)と認定された人を在宅で介護する家族などに、紙おむつ・尿取りパッドを希望により支給します。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

徘徊の見られる在宅の高齢者を介護している家族に、GPS 発信機の貸与や、QRコードシートの配付を行い徘徊・そのほかの緊急時に迅速に対応できるようにします。

▼GPS 発信機を紛失・破損した場合の費用や QRコードシートの追加購入費用は個人負担となります

在宅寝たきり高齢者等介護慰労金支給事業

基準日(12月31日)以前に 1 年間継続して介護保険で要介護 3 以上と認定された 65 歳以上の高齢者を、同期間内で所定期間介護保険サービスを利用せず、在宅で介護している家族に慰労金を支給します。

生活管理指導短期宿泊事業

介護保険で自立と認定されたひとり暮らしの高齢者などで、日常生活に支障のある人を対象に、短期宿泊(原則 7 日以内)による生活指導・支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況により個人負担額が異なります

要介護者等緊急短期宿泊事業

介護保険利用限度超過者で、家族の介護を受けられなくなり緊急に入所が必要な人を対象に、短期宿泊(原則 7 日以内)による支援を行います。

▼同一世帯の住民税課税状況・要介護度などにより個人負担額が異なります

※次ページに続く

●高齢者住宅リフォーム助成事業

介護保険で要支援・要介護と認定され、前年の所得税が非課税の世帯に属する高齢者などに対し、日常生活で直接利用する住宅の改造経費の一部を助成します。

●成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者・知的障害者・精神障害者（本人に配偶者または2親等以内の親族がいない人）等、判断力の十分でない人が各種手続きや契約を行うときに不利にならないようにするため、成年後見制度を利用する際の申立や申立費用等を支援します。

●助成額Ⅱ所得などにより異なります

※知的・精神障害者は社会福祉課障害福祉係で受け付けします

健康づくり課

●つるかめ教室

運動普及推進員が介護予防のための簡単な体操・ストレッチ・レクリエーションを行います。

▼対象Ⅱ10人以上の高齢者団体

▼実施回数Ⅱ月1回

▼実施場所Ⅱ地区公会堂など

●健康相談

健康に関する個別の相談に、保健師・栄養士・理学療法士が応じます。

町社会福祉協議会

●給食サービス事業

65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者などに、調理ボランティアによるお弁当（昼食）を配送・訪問ボランティアにより自宅へ届けます。

▼利用期日Ⅱ毎月第2・4水曜日（祝日、7・8月の夏季を除く）

●生活援助型食事サービス

配偶者以外の同居の家族がいない65歳以上の高齢虚弱または心身の障害により自ら調理することが困難な人が、申請により認定された場合、夕食を配達し自立生活を支援します。

▼利用期日Ⅱ毎週月曜日（金曜日（祝日）年末年始を除く）

▼利用料（個人負担分）Ⅱ

1食あたり（普通食410円・特別食570円）

●心配ごと相談

生計・家族・財産などに関する悩みごとの相談を受け、日常生活の不安解消を図ります。

※詳細は36ページ（定例相談）参照

●ふれあい電話

申請された65歳以上のひとり暮らしに宅に電話をかけ、安否確認や孤独感の解消を目的として日常のお話し相手をするふれあい型の電話サービスです。

▼実施期日Ⅱ火・木曜日午後1時30分～4時（祝日・年末年始を除く）

●在宅福祉（有償）サービス事業

おおむね65歳以上の日常生活に支障のある世帯に、有料の在宅福祉サービスを提供します。

▼登録会員方式Ⅱ利用会員・協力会員

▼サービス内容Ⅱ食事の支度・洗濯・掃除・買い物等の家事支援、通院など外出時の付き添いなど

▼利用日時Ⅱ午前7時～午後7時（年末年始を除く）

▼利用料Ⅱ1時間600円

●車いす貸出事業

町内在住の人に、一時的（1か月を限度）に車いすを貸し出します。

●低床カー貸出事業

車いすごと乗れる軽自動車（2日間限度）で貸し出します。

▼負担Ⅱ1kmあたり10円のカンリン代がかかります

●日常生活自立支援事業

認知症の高齢者や知的・精神的に障害のある人等、判断能力が不十分かつ親族などの援助が得られない人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や日常生活の金銭管理、書類の預かりサービスなどを行い日常生活を支援します。

▼利用料Ⅱ▼福祉サービスの利用手続きの援助・日常生活の金銭管理サービス（生活支援員派遣による援助）…1時間あたり1100円

▼交通費Ⅱ1kmあたり37円のカンリン代がかかります

▼書類等預かりサービス（保管料）…1か月あたり500円 ※生活保護受給者は免除になります

地域包括支援センター

●高齢者に関する総合相談

介護や福祉・高齢者虐待等の高齢者に対する福祉の総合的な相談・支援を行います。また、介護予防ケアプランの作成や地域支援事業のケアマネジメントを行います。

●家族介護支援事業

在宅で介護している人・近くで支援している人・介護に興味をお持ちの人等を対象に介護・福祉に役立つ知識や技術の教室を開催します。また、介護する人同士の交流や情報交換の機会を提供します。

各サービスの問い合わせ

▼高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111（141・142・743）▼健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888-2940 ▼町社会福祉協議会 ☎887-0084 ▼地域包括支援センター☎887-8124

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、
町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

▼本人確認書類(運転免許証等) ▼母子健康手帳 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼印鑑 ▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など) ▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※) — を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要と

なります。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合: 健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金: 医療機関ごとに ▼外来 1日600円、月2日1200円まで ▼入院 1日3000円、月3000円まで ▼保険薬局での調剤は自己負担なし

▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合: 受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合、一部負担金(3割)のため、

▼妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人および配偶者の所得(それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者(左記以外の人)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

を支払った後、▼受給者証 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可) ▼診療明細書または調剤明細書 ▼印鑑 ▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等 — を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払い

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌末日まで ▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります…そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

いただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

蚊・食中毒・熱中症に 気をつけましょう

より詳しい情報は、町ホームページ健康づくり課「予防接種・感染症」をご覧ください。
ホームページアドレス：http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/20-5-0-0-0_1.html



健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎888-2940

蚊を媒介する病気「デング熱・ジカ熱」にご注意ください

■「デング熱・ジカ熱」とは

ヒトスジシマ蚊により媒介する感染症です。原因となるウイルス等を保有する蚊に刺されて感染した場合、すべての人に症状が出るわけではありませんが、デング熱では、出血を伴うデング出血となり重症化する場合や、ジカ熱では、妊婦が感染すると小頭症などの先天性障害を持つ子どもが生まれる可能性があります。

※ヒトスジシマ蚊が生息している熱帯・亜熱帯地域に旅行する場合は特に注意が必要です

■「デング熱・ジカ熱」の予防方法

① 蚊に刺されない	長袖・長ズボンの衣服を着用するなどして肌の露出を避け、虫除けスプレーを使用する
② 蚊の発生を防ぐ	家の周囲の水たまりをなくす

食中毒を予防しましょう

6月は梅雨入りとともに、気温・湿度が上昇し、食中毒が増える時期です。食中毒予防の三原則は「付けない・増やさない・殺菌する」です。「食中毒予防の6つのポイント」をきちんと行い家庭から食中毒をなくしましょう。

■食中毒予防の6つのポイント

① 食品の購入	生鮮食品などのように冷蔵・冷凍等の温度管理の必要な食品はすぐに持ち帰りましょう
② 家庭での保存	冷蔵庫は10℃以下、冷凍庫は-15℃以下に維持することが目安です
③ 料理の下準備	こまめに手を洗い、包丁やまな板は、肉や魚を切ったあとに一度熱湯で洗いましょう。できれば、肉用、魚用、野菜用とそれぞれ別々にそろえましょう
④ 調理	加熱して調理する食品は中心部まで十分に加熱しましょう
⑤ 食事	調理前の食品や調理後の食品は、室温に長く放置してはいけません
⑥ 残った食品	残った食品を温め直す時も十分に加熱しましょう

熱中症に気をつけましょう

■熱中症とは

高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもった状態です。熱中症になると、めまい・頭痛・吐き気・身体のだるさ等の症状が現れ、ひどいときは意識障害や死に至ることもあります。

■熱中症が疑われる時は

涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、濡れたタオルなどで体を冷やし、水分・塩分の補給をしてください。また、意識がないときは、すぐに救急車を呼んでください。気温が高くななくても、湿度が高い・風が弱い日や暑さに慣れていない時は注意が必要です。

■熱中症の予防

外出時には
▼日傘や帽子を着用する
▼通気性のよい、吸湿性・速乾性のある衣服を着用する
▼日陰の利用、こまめな休憩と水分補給する
▼気温が高い日には、日中の外出をできるだけ控える

室内では
▼扇風機やエアコンで室温を調節する
▼遮光カーテン・すだれ・打ち水を利用する
▼室温をこまめに確認する
▼こまめな水分補給を行う

総合健診・成人健康づくり健診 (集団健診)

申し込みが始まります



健康づくり課健康推進係 ☎888-2940

病気の早期発見・早期治療、生活の質を高めるためのライフスタイル改善のきっかけとして、定期的に健康診査を受けることが大切です。年に1回の健康診査を受けて、自分の健康状態を把握することで、健康的な生活習慣を身につけましょう。

集団健診の流れ ※健診を受診するためには、事前の申し込みが必要です



検診項目 ※町国保の人間ドック・脳ドックや、医療機関健診で受診していない項目のみ受診可

20～39歳の人

●対象年齢は平成31年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
成人健康づくり健診	20～39歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として、健診当日に貧血検査や眼底検査、心電図検査を申し込むことができます	1,000円

40歳以上の人

●対象年齢は平成31年3月31日までの到達年齢

健康診査	対象年齢	検査内容	自己負担額
特定健診(町国保)	40～74歳	問診・身体計測(腹囲含む)・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能・貧血)・眼底検査・心電図検査	1,300円
後期高齢者健診	75歳の誕生日以降(65歳以上の一部対象者)	問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査(脂質・肝機能・血糖・腎機能) ※オプション検査として1,300円をお支払いいただくことで貧血検査・眼底検査・心電図検査のセット検診を追加できます。健診当日にお申し込みください	無料

がん検診	対象年齢	検査内容等	自己負担額
胃がん検診	40歳以上	胃レントゲン検査(バリウム検査)	1,100円
肺がん検診		胸部レントゲン検査(65歳以上は結核検診を含む)	300円
かくだん 喀痰検査	40歳以上の該当者	かくだん 喀痰細胞診(痰の検査) ※対象:肺がん検診を受ける人のうち、『喫煙年数×1日の本数』が600以上の人 ※健診日に痰を取るための容器を配布します。後日、指定された日に容器を提出していただきます	800円
大腸がん検診	40歳以上	免疫便潜血検査(検便2日分)	600円
せん 前立腺がん検診	50歳以上	血液検査 ※対象:男性のみ	700円
肝炎ウイルス検査	40歳以上の該当者	血液検査(B型肝炎・C型肝炎のウイルス検査) ※対象:これまでに肝炎ウイルス検査を受けたことがない人	800円

健診日程

健診項目により実施日時が異なります。下表でご確認のうえ、お申し込みください。

胃がん検診を受診する人の健診日程

※ 20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診する人が対象。
胃がん検診とその他のがん検診や特定健診等と一緒に受診できます

健診項目：胃がん、肺がん、喀痰^{かくたん}、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日	会 場	受付時間
8 月 20 日 (月)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	全日程共通 ①午前 7 時 ～ 7 時 45 分 ②午前 8 時 ～ 8 時 45 分 ③午前 9 時 ～ 9 時 45 分 ④午前 10 時 ～ 10 時 45 分
8 月 21 日 (火)		
8 月 22 日 (水)	かすみ公民館	
10 月 12 日 (金)	総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
10 月 14 日 (日)		
10 月 15 日 (月)		
10 月 16 日 (火)		
11 月 1 日 (木)	本郷ふれあいセンター	
11 月 2 日 (金)		

胃がん検診を受診しない人の健診日程

※ 20～39歳の人と40歳以上で胃がん検診を受診しない人が、お申し込みできます。胃がん検診以外のがん検診と特定健診等が受診できます

健診項目：肺がん、喀痰^{かくたん}、大腸がん、前立腺がん、肝炎ウイルス、特定健診、後期高齢者健診、成人健康づくり健診

期 日	会 場	受付時間
11 月 13 日 (火)	午前・午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	全日程共通 ①午前 9 時 30 分 ～ 11 時 ②午後 2 時 ～ 3 時
11 月 14 日 (水)		
11 月 22 日 (木)	午前・午後：かすみ公民館	
11 月 28 日 (水)	午前：舟島ふれあいセンター	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
11 月 30 日 (金)	午前：君原公民館	
	午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12 月 4 日 (火)	午前・午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12 月 6 日 (木)	午前・午後：本郷ふれあいセンター	
12 月 7 日 (金)		
12 月 9 日 (日)	午前・午後：総合保健福祉会館『さわやかセンター』	
12 月 10 日 (月)		

申込上のご注意

●町国保以外の保険（社会保険等）に加入の人で特定健診を希望する場合

町の集団健診で特定健診を受診できるかを、加入している保険者にご確認のうえ、お申し込みください。
 なお、健診当日に**保険者から発行される特定健診受診券と保険証がない場合は、特定健診を受診することができませんのでご注意ください。**

申込期間

6月18日(月)まで(必着)

※お申し込みされた人には、7月下旬に集団健診の受診券・ご案内が届きます

申込方法

下記①②いずれかの方法でお申し込みください

※平成31年3月31日までに40歳・45歳・61歳になる人と、平成31年3月31日時点で41歳以上の人のうち、過去2年間に町が実施した特定健診・各種がん検診を受診した人は5月下旬に健康づくり課から送付された『平成30年度総合健診申込用紙』でもお申込みいただけます

① 27ページの集団健診申込用紙に必要事項を記入し、①②いずれかの方法でお申し込みください

- ①健康づくり課（総合保健福祉会館『さわやかセンター』）窓口に来館して申し込む
- ②はがきまたは封筒により下記へ郵送で申し込む

② インターネットから申し込む（下記申込用二次元コードを読み取ることで、申し込み画面にアクセスできます）

※電話やファックスによる申し込みはできません

※申し込みされた日時が希望者多数の場合、別日程でのご案内をさせていただきますのでご了承ください
 （先着順ではありません）

申込先

①〒300-0331 阿見町阿見 4671-1 健康づくり課(総合保健福祉会館『さわやかセンター』内)

②https://s-kantan.jp/town-ami-ibaraki-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7561

申込用二次元コード▶



自己負担額の免除

下記に該当する人は、町が実施する健診は無料になります。健診日当日に手帳等の証明できるものをご提示ください。

- ▼身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級の人
- ▼精神障害者保健福祉手帳で法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級の人
- ▼重度の知的障害とされた人（療育手帳に記載されている障害の程度が㊦またはAの人）
- ▼生活保護受給者

申込用紙

H30 総合健診・成人健康づくり健診申込用紙

住所 阿見町

氏名

性別

生年月日

年齢

歳

平成 31 年 3 月 31 日時点

① 受診する健診名の左側の空欄に○をつけてください。

	成人健康づくり健診	20 ～ 39 歳
	特定健診（町国保）	40 ～ 74 歳
	後期高齢者健診	75 歳の誕生日以降 （65 歳以上の一部対象者）
	胃がん検診	40 歳以上
	肺がん検診	
	大腸がん検診	
	前立腺がん検診	50 歳以上（男性のみ）
	喀痰検査	40 歳以上（該当者のみ）
	肝炎ウイルス検査	

町国保以外の人で特定健診を希望する人は左側の空欄に○をつけてください

	特定健診 （阿見町国保以外）	40 ～ 74 歳の被扶養者
--	-------------------	----------------

② 電話番号と健診の希望日を記入してください。

電話番号	— —			
健診希望日	なし	あり：	月	日 時

がんの早期発見には、定期的に検診を受けることが最善の方法です

がん検診を受ける人は、必ずお読みください

- がん検診を受けることでがんによる死亡リスクが減少します
- がん検診で「要精密検査」になった場合は、その後必ず精密検査を受けてください
- 検診では、がんでないのに「要精密検査」と判定される場合や、がんがあるのにそのがんを見つけれない場合もあります
- 気になる症状がある場合は、次の検診を待たずに医療機関を受診してください
- がん検診は町と各医療機関が連携して行っています。精密検査の結果は各関係機関で共有されます

Power of smile ～笑顔の力～

●まい・あみ・まつり 2018 ●

日時:8月4日(土)・5日(日) 午後3時～9時

メイン会場:まい・あみ・特設ステージ

および まい・あみ・ストリート (通称)

『まい・あみ・まつり 2018』のテーマが『Power of smile ～笑顔の力～』に決定しました。今月号では、『まい・あみ・まつり 2018』の概要と実行委員会の皆さんを紹介します。

『まい・あみ・まつり』は、家族や地域の絆を大切に、人と人とのつながりを通して、潤いと活力のあるまちづくりを目標とする町最大のイベントで、今年で29回目を迎えます。実行委員一同、『まい・あみ・まつり 2018』の成功に向け準備に取り組んでいますので、皆さまのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

まい・あみ・まつりクリーン3か条

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

去年は皆さまのご協力により会場内がきれいに保たれました。ご協力ありがとうございました。

楽しいまつりのための約束だよ!



■まい・あみ・まつり 2017



広報協賛金部会



前列左から:木村瞳(町電気設備工事組合)、武埴文明(町商工会)、小松崎広子(町商工会)、大崎ふみ子(町商工会)

後列左から:石部克彦(阿見ライオンズクラブ)、山倉朋之(町役場)、中島俊輔(JA 茨城かすみ)、小林陽平(町社会福祉協議会)

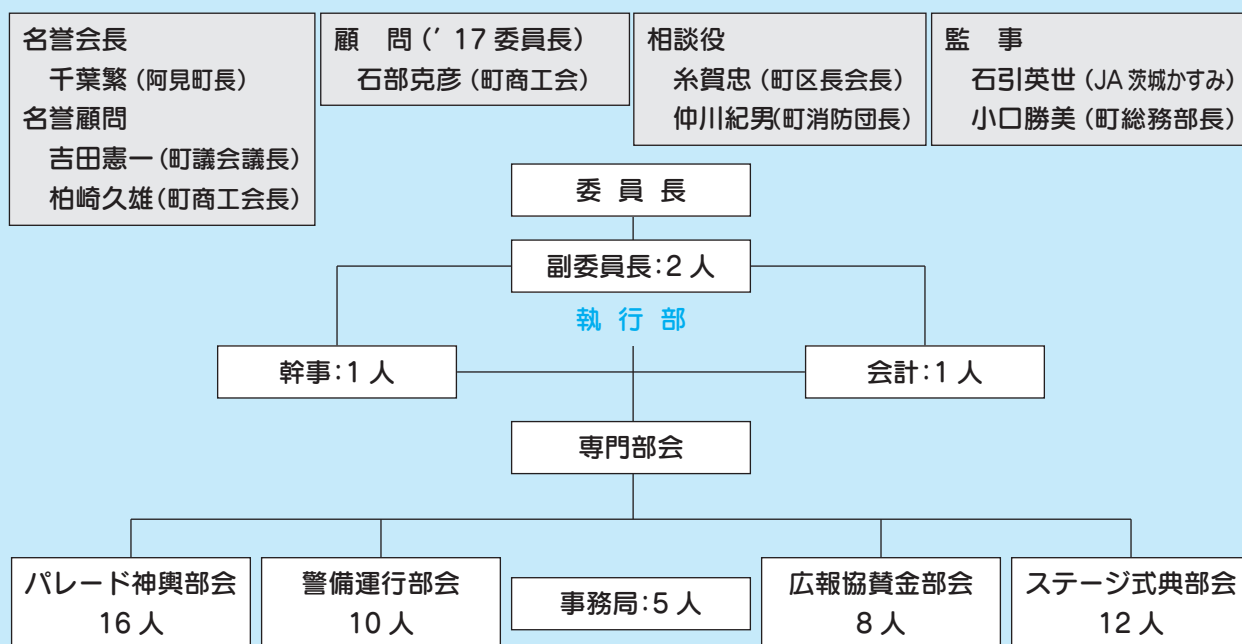
本部役員



前列左から:立見典子(会計=役場)、小柳望(副委員長=茨城 YOSAKOI 小柳組)、杉山智之(実行委員長=阿見ロータリークラブ)、若泉徳士(副委員長=一般応募)、谷仲巧実(幹事=役場)

後列左から:宮内博子(事務局=臨時職員)、中根朋子(事務局=役場)、本橋大輔(事務局=役場)、岡野栄(事務局=役場)、山本英宏(事務局=役場)

●実行委員会組織図●



平成 30 年 4 月 19 日現在



パレード神輿部会

前列左から: 新橋嗣男 (町区長会)、小柳稔 (茨城 Y O S A K O | 小柳組)、小松崎英義 (阿見神輿連合)、清水直美 (桜睦会)
中列左から: 田中光代 (天翔如人)、伊藤三千子 (天翔如人)、菊池映子 (曙獅子連)、柴田侑紀 (錦織姫)、小林茉悠子 (錦織姫)、石川健治 (青宿むつみ会)、吉田茂 (青宿むつみ会)
後列左から: 塚本富美子 (よさこい雅)、三木美津江 (よさこい雅)、大塚みゆき (東睦)、大山剛 (阿見神輿連合)、若松登 (三頭獅子神輿会)

ステージ式典部会



前列左から: 高橋史成 (町役場)、宮本和浩 (町商工会)、神保美張 (霞ヶ浦成人病研究事業団)、小室秀敏 (町商工会)、河上洋巳 (一般応募)
後列左から: 北嶋康樹 (茨城大学農学部)、規井榛香 (茨城大学農学部)、秋元拓己 (茨城大学農学部)、阿久津直貴 (県立医療大学)、若松巧人 (東京医大)、左京龍 (東京医大)、松本一香 (県立医療大学)

警備運行部会



前列左から: 佐々木司 (朝日燃料支処)、吉田哲也 (町体育協会)、諸岡信也 (牛セキ関東)、横瀬秀人 (町体育協会)、豊崎尚也 (町役場)
後列左から: 望月清彦 (武器学校)、板倉一樹 (武器学校)、加藤裕介 (町金融団)、野上英知 (町金融団)、村山靖真 (町役場)

町体育協会だより

町体育協会ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/14-4-0-0-0_1.html

町体育協会シンボルマーク

町体育協会事務局（中央公民館内） ☎888-2526

各種大会の結果（敬称略）

●初射会

期 日	1月28日(日)
場 所	阿見中学校弓道場
成 績	▽射詰賞: 河合 徹 ▽優勝: 坂下重久 ▽準優勝: 石島凡子 ▽3位: 河合 徹

●冬季ソフトバレーボール大会

期 日	2月4日(日)
場 所	町民体育館
成 績	▽優勝: チェイス ▽準優勝: しらさぎ A ▽3位: しらさぎ B

●第20回阿見町学童野球新人戦大会

期 日	2月24日(土)
場 所	総合運動公園野球場
成 績	▽優勝: 阿見ヤンキース ▽準優勝: 本郷イーグルス ▽3位: 竹来ジュニアスターズ ▽個人賞 ▽最優秀選手賞: 大徳空雅(阿見ヤンキース) ▽優秀選手賞: 野口哲平(本郷イーグルス) ▽敢闘賞: 助川誓哉(竹来ジュニアスターズ) ▽特別賞: 山本煌誠(舟島安中野球スポーツ少年団)、米川遼太(阿見レンジャーズ)

●平成30年度節分射会

期 日	2月24日(土)
場 所	阿見中学校弓道場
成 績	▽射詰(鬼退治)賞: 山崎亜紀 ▽優勝: 坂下重久 ▽準優勝: 仲野谷太紀 ▽3位: 山崎亜紀

●阿見町ミックステニス大会

期 日	3月4日(日)
場 所	総合運動公園テニスコート・県立医療大学テニスコート
一 般 の 部	▽1位・2位トーナメント ▽優勝: 穂山秀延・大島あい ▽準優勝: 吉田正敬・森永あすか ▽3位: 高山茂・平山貴子、佐藤英克・橋本淳子 ▽3位・4位トーナメント ▽優勝: 鶴岡達郎・鶴岡さゆり ▽準優勝: 竹下俊宏・宮下典子 ▽3位: 福田純一・野花妙子、山本正延・栗原法子
シニアの部	▽優勝: 小松澤栄・村山玲子 ▽準優勝: 加藤滋・熊谷信子

●第34回阿見杯ミニバスケットボール大会

期 日	2月10日(土)
場 所	町民体育館
成 績	▽男子の部 ▽準優勝: 阿見ミニバスケットボールスポーツ少年団 ▽女子の部 ▽優勝: 阿見ミニバスケットボールスポーツ少年団 ▽準優勝: 朝日ミニバスケットボールスポーツ少年団 ▽3位: 阿見フリックスミニバスケットボールクラブ

●第58回町長杯野球大会

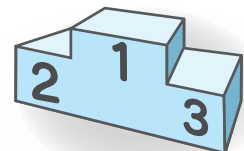
期 日	4月8日(日)・22日(日)
場 所	総合運動公園野球場
成 績	▽優勝: 武器学校 ▽準優勝: 町役場 ▽3位: スノースターズ、すみれ

●第25回稲敷地区社会人ゴルフ選手権大会

期 日	4月10日(火)
場 所	土浦カントリークラブ(稲敷市)
一 般 の 部	▽スクラッチ競技の部 ▽準優勝: 長南幸司 ▽新ペリア競技の部 ▽3位: 柿田浩
シニアの部	▽スクラッチ競技の部 ▽優勝: 杉山旭 ▽準優勝: 瀬尾房雄 ▽新ペリア競技の部 ▽優勝: 臼井秀明
女 子 の 部	▽スクラッチ競技の部 ▽3位: 市村紀子 ▽新ペリア競技の部 ▽準優勝: 瀬尾景子 ▽3位: 渡部薫子

●第37回はばたけ学童野球大会

期 日	3月31日(土)・4月1日(日)
場 所	総合運動公園野球場
成 績	▽3位: 本郷イーグルス ▽個人賞 ▽敢闘賞: 野口侑真(本郷イーグルス) ▽はばたけ賞: 大徳空雅(阿見ヤンキース)、村野匠鯉(竹来ジュニアスターズ)、久保結大(舟島安中野球スポーツ少年団)、清水悠(本郷イーグルス)、新村拓史(阿見レンジャーズ)



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

収蔵資料展『日々を綴れば 阿見町出身の予科練習生』開催

今回は、昨年開催しました収蔵資料展「日々を綴れば」でご紹介した、予科練習生木村孝正さん（旧阿見村出身）の日記の中から紹介できなかった部分を改めて展示します。

昭和17(1942)年の土浦海軍航空隊で訓練する木村さんの2か月分の日記を抜き出してパネル化します。予科練習生の日々を日記からご覧ください。

▼期 日:8月19日(日)まで

※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時 間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)

▼場 所:予科練平和記念館 20世紀ホール

▼観覧料:常設展チケットでご覧いただけます

無料開館日(阿見大空襲の日)

『阿見大空襲の日』に合わせて、予科練平和記念館を無料開館します。

昭和20(1945)年6月10日、町は大規模な空襲を受けました。予科練教育を行っていた土浦海軍航空隊をはじめ、民間の犠牲者も多数出しており、現在も毎年6月10日には土浦市法泉寺にて慰霊祭が行われています。

▼期 日:6月10日(日)

▼時 間:午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)

元予科練習生の講演会を開催します

昭和15(1940)年12月に第15期乙種海軍飛行予科練習生として土浦海軍航空隊に入隊した吉田重次さんをお招きして、当時の予科練習生の訓練の様子や、卒業後の体験についてお話いただきます。

▼期 日:6月16日(土)

▼時 間:午後2時～3時30分

▼場 所:予科練平和記念館情報ラウンジ

▼講 師:吉田重次氏(元第15期乙種海軍飛行予科練習生)

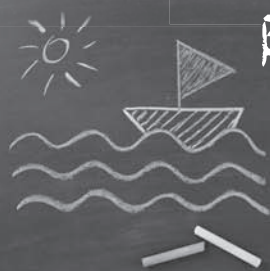
▼その他:料金無料・予約不要、当日直接お越しください

◎学芸員のつぶやき

今回は飛行機生産数のお話です。日本海軍で最も多く作られた飛行機は、「零戦」こと零式艦上戦闘機でした。資料によって差異はありますが、およそ10,400機が作られたようです。これは日本軍全体の生産数で、2位の一式戦闘機「隼」の約5,700機をはるかに超える生産数です。1930～1945年の15年間運用され、極めて知名度の高い戦闘機でした。さすが零戦といったところでしょうか。

では、今度は零戦と戦ったアメリカの戦闘機の実数を見てみましょう。アメリカ海軍の主要戦闘機グラマンF6F「ヘルキャット」は1942～1954年の13年間運用され、約12,300機生産されました。主要戦闘機の実数だけみれば、意外にも日本との差が大きすぎたというわけではなかったようです。

しかし軍隊全体の飛行機生産数は、ある資料によれば1942～1945年の間、日本61,997機・アメリカ273,882機といわれ、4倍以上の差があったようです。やはり、工業力・生産力の差は大きかったようです。



阿見町開催競技セーリング

茨城国体開催まであと491日

AMI 国体ニュースでは茨城国体開催に向けて
阿見町に係る国体のさまざまな情報を発信していきます!!

セーリングとは？

セーリングがどんな競技なのか、わからない人も多いのではないのでしょうか？

せっかく阿見町で競技を観ることのできる機会、これから一緒にセーリングの魅力を知っていきましょう！

AMI 国体ニュースでは、「わかりやすく」をモットーにセーリング競技の基本やルールについて紹介していきます。国体だけでなく、2020年に開催される東京オリンピック観戦にもきっと役に立つと思います。

セーリングは、1896年の第1回アテネオリンピックから競技として採用されている長い歴史を持つスポーツで、国体でも第1回大会から実施されています。

昔はヨット競技と呼ばれていましたが、現在はウインドサーフィンも含めて、風の力で進むことを意味する「セーリング（帆走）」という呼称が使われています。

ヨットという呼称は、一般的には大型のクルーザーも含めた帆船の総称になり、国体で使われる1～2人乗りの小型のヨットはディンギーと呼ばれます。



ディンギー



ウインドサーフィン

セーリング競技の勝敗の決め方

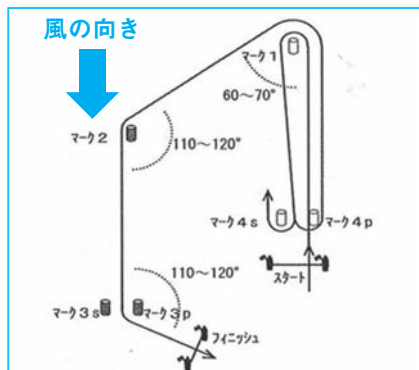
セーリングはどうやって競うのでしょうか？

レースでは、風下のスタートラインから、風上に向かって一斉にスタートした艇が、広い水面に設置してあるマーク（ブイ）を決められた順序に決められた回数をまわり、フィニッシュした順位に応じて獲得する得点で競います。タイムは関係無く、あくまでも順位によって得点が決まります。

セーリング競技では、「低得点方式」を採用しています。「低得点方式」とは、1位は1点、2位は2点、3位は3点…といったように、フィニッシュした順位が上になるほど得点が低くなる採点方式のことです。

国体セーリングでは、複数回レースを行い、合計得点の最も低い選手が優勝となります。そのためレースを重ねるにつれ、単純に上位を狙うだけでなく、自分とライバルの得点差を計算し、勝負を賭けるか、無理せず堅実にレースを進めるか、そんな駆け引きも重要になります。

セーリングコースの一例





いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会

翔べ 羽ばたけ そして未来へ

セーリング競技の見どころ

★自然を読む力

セーリングは、風や潮の流れといった常に変化する自然を相手にしているため、その自然状態をいち早くつかむことが勝負のカギとなります。その日の天候や風向き、会場の地形、周辺環境の変化から風を読み、いち早くゴールできるコース取りを誰が最初につかむのか、それが一番の見どころです。

★スタートの駆け引き

セーリングのスタートラインは、2隻の運営艇にそれぞれ掲げたポールの間にかかれた「見かけのライン」で、目で見えるラインではありません。

スタートで出遅れると、他の選手が自分より風上側にいることで風が乱れて不利な状況になってしまいます。スタート前の位置取りからレースは始まっているのです。

なお、走るルートが無限にあるセーリングでは、スタート直後から方向転換してヨット同士が交差したりもします。しかし、スタートの瞬間だけは一列に同じ方向を向いて走るため、インスタ映えする写真を狙うならこの瞬間がベストです。



★マーク回航(マークをまわること)での競り合い

艇が集まるマーク周辺では、接触や進路妨害等の違反が発生しやすくなります。違反をしてしまうとペナルティが課せられたり、失格となってしまうこともあるので、最善の針路を見極める判断力と、スムーズに回航する操船技術が必要とされます。

また、ばらばらに針路をとるため順位がわかりにくいセーリングでは、マーク回航はレース中の順位がはっきりわかるポイントでもあります。



編集後記

国体のセーリング競技は、ウインドサーフィンとヨット(ディンギー)で行われることは今回紹介しましたが、もう少し詳しく言えば、船体の大きさや帆の数が違う5種類のディンギーが使われ、種目数は全部で10種目もあります。次回のAMI国体ニュースでは、競技種目や各種目の特徴、簡単なルールなどを紹介していきます。また、国体推進室のホームページ、フェイスブックでも競技の紹介をしていますので、ぜひご覧ください。

★茨城国体セーリング競技会&リハーサル大会のボランティアを募集しています

- ▼セーリング競技を知らなくても大丈夫！ ▼お申し込み後に参加できなくなっても大丈夫！
- ▼半日程度からの参加でも大丈夫！

まずは気軽に『阿見町国体』で検索！





インフォメーション

音楽で元気にするまち づくり事業開催①②

① ケーナの風コンサート

日時 6月17日(日)午後1時
30分から(開場:1時)

場所 本郷ふれあいセンター

出演団体 ケーナ研修生

渡辺大輔・岡田浩安・T.O.Y.O
草薙・智詠

② 舟島歌声ひろば

日時 6月30日(土)午後1
時30分から(開場:1時)

場所 舟島ふれあいセンター

出演団体 コール・フリ
ューレット・黒岩由佳理

デュオ・ワイワイジー

茨城大学中南米音楽研究会

その他 入場料無料・申込不
要、当日直接お越しください

① 本郷ふれあいセンター

830-51100 ② 舟島ふ
れあいセンター 840-

2761

募集『まい・あみ・まつり』 出演者募集

ステージ式典部会

まい・あみ・アンバサダーオー
ディション

内容 まい・あみ・まつりの

PRや町の観光事業などに
協力してくれる明るく元気
なアンバサダー(大使)3人
を選びます。ステージ上で
自己PRなどをしていただ
きます

対象 町内在住または在勤・
在学で18歳以上の人(男女お
よび既婚・未婚は不問)

賞品 大使3人に商品、参加
者全員に参加賞

募集人数 20人程度

ジュニアフェス

内容 中学生以下の子どもに
よるステージパフォーマンス
(持ち時間は5分以内を予定)

対象 町内在住または町内の
保育所・幼稚園・小中学校に通
学している子ども

賞品 参加者全員に参加賞

その他 申込多数の場合、抽
選の場合あり

アミューズフェス

内容 高校生以上によるステ
ージパフォーマンス(持ち時
間は5分以内を予定)

対象 町内在住または在勤・
在学で18歳以上の人

賞品 参加者全員に参加賞

その他 申込多数の場合、抽
選の場合あり。ステージ運行
上、バンド等の準備時間を要
するものは不可

パレード神輿部会

わいわいパレード

アミューズ・ピース・さくらと

一緒にオープニングでダンス・
吹奏楽等を披露しませんか
▼南中ソローン
みんなで踊って会場を盛り上
げましょう

ねばねば音頭

浅野さん・泉水さんと一緒に
今年も踊りましょう

盆踊り

「阿見音頭 新阿見音頭」を踊
りましょう。小人数のチームで
も申し込みが可能です

申込方法 6月15日(金)まで
に電話または直接左記に申し
込む ※土・日を除く午前
9時30分～午後3時30分

まい・あみ・まつり実行委員
会事務局 888-1111
(303)

町国際交流協会から

募集『国際交流ウオーキング』 参加者募集

外国人のみなさんと一緒に中
央公民館周辺を歩きます。

期日 6月17日(日)

時間 午前9時～正午

場所 中央公民館集合

対象 町国際交流協会会員
および町在住・在勤・在学の人
(小学生以上)

募集人数 30人(定員で締切)

参加料 無料

申込方法 6月14日(木)まで
に、電話またはメールで下記
に申し込む

その他 ▼雨天中止▼履き
慣れた靴・帽子を着用してき
てください ▼飲み物は各自
持参 ▼参加者全員に参加賞
あり

町国際交流協会事務局

888-1111(292)

※火・金曜日の午前8時30分
～午後5時15分

alea-ami@atlas.plala.or.jp

お知らせ 町シルバー人材センター 入会説明会開催

期日 6月19日(火)

時間 午前10時から

場所 町シルバー人材センター
(総合保健福祉会館「さわやか
センター」別館)

対象 当センターの趣旨に賛
同し、健康で働く意欲のある
町内在住の60歳以上の人が対
象(入会承認制)

(公社)町シルバー人材センター

888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 「夜間飛行訓練」

ヘリコプター3・4機による
標記訓練を行います。

日時 6月12日(火)～14日
(木)、19日(火)～21日(木)

日没から約3時間以内(各機
2時間基準)

陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦
校総務課 842-11211
(3420)

〈広告欄〉

当社はサンニク・三協等の
施工経験に誇りを持っています。
「太陽光発電システム」
○部屋の電気代はおまかせ！
○補助金制度を上手に利用！
○余った電気は売電可能！

住まいのことなら
美都住建へ
家の耐震等が心配という方には、当社のホームウェル
耐震診断士が無料にてアドバイスをさせていただきます。
土台と梁、桁、柱を覆っ
た構造用下地材で固定す
るため耐力が分散し、高
い安定した構造耐力が得
られます！！
●新築住宅に関する事は 美都住建 検索

もっと楽しく快適に！
リフォームしませんか？
リフォーム
アドバイザー
が親切・丁寧に
対応させて
頂きます。
(有)美都和ワ
Before 屋根 外壁 水廻り 外構...etc
After

住まいのことなら
LIXIL
リフォームショップ
検索

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
(株)美都住建 TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

茨城県知事免許(5) 第5548号 阿見町中央 1-5-32
(有)美都和ワ TEL.029-891-2200

募集「知って得する年金」夫婦の生活設計」参加者募集

老後の生活のために必要な年金はいくらもらえるのか気になるところ。知っているようでも分らない年金制度。知っておきたい年金のあれこれを紹介いたします。老後の不安を取り除くためにも一緒に学習してみませんか？

- ▼期日 6月23日(土)
- ▼時間 午前10時～正午
- ▼場所 中央公民館1階多目的室
- ▼講師 山口京子氏(県金融広報委員会金融広報アドバイザー)
- ▼募集人数 30人(定員で締切)
- ▼参加料 無料
- ▼申込方法 電話または直接左記に申し込む
- ▼町男女共同参画センター 089613181

募集「介護者交流会」参加者募集

- ▼期日 6月22日(金)
- ▼時間 午前9時30分～午後3時
- ▼行き先 つむぎの館(結城市結城・道の駅しもつま(下妻市数須))
- ▼内容 バスで行く結城つむぎの館
- ▼対象 自宅で高齢者等を介護している人
- ▼募集人数 20人
- ▼参加料 1080円

代外「第58回母親大会」開催

- ▼期日 6月10日(日)
- ▼時間 午前10時～午後4時(受付・午前9時30分から)
- ▼場所 大洗文化センター(大洗町磯浜町)
- ▼内容 午前…分科会 午後…全体会 記念講演「歴史を学び、未来を志向する日本国憲法(講師:飯田美弥子氏)」
- ▼その他 保育あり(1歳以上)
- ▼第58回県母親大会実行委員会 082418949

代外「阿見吉原土地画整理事業」事業計画(第6回変更)案説明会開催

- ▼期日 6月15日(金)午後6時30分から 16日(土)午前10時から 16日(土)午後3時から
- ▼場所 1下吉原公民館 2竜ヶ崎工務事務所(龍ヶ崎市駒柴町) 3中央公民館
- ▼県竜ヶ崎工務事務所阿見吉原地区区画整理課 029716511057

スマホスタンプラリー開催中！

町内56か所に設置するスタンプラリースポットを巡り、ジャンル別に指定された6グループ(公共施設等、体験・直売所、お土産・その他、飲食店舗①、飲食店舗②、カフェ・スイーツ)から、スマートフォンを使って1つずつスタンプを集めると、下記のプレゼント抽選①～③に応募できます。6種類のスタンプは、町特産品キャラクターや「ピース・さくら」など、おなじみのキャラクターが戦国風にアレンジされて登場します。

6つのスタンプ獲得を目指し、ぜひ町内周遊をお楽しみください。

※スタンプラリースポットは表紙に記載の特設サイトからご確認ください

■実施期間:9月30日(日)まで

■参加方法

各スタンプラリースポットに『二次元コード』を記したポスターが貼ってありますので、スマートフォンで読み取ってご参加ください。

■プレゼント

①応募其の意:スタンプを3つ集めると応募できます。期間中の応募者の中から抽選で50人に諏訪原寛幸氏デザインの「戦国武将マグカップ」をプレゼントします

②応募其の式:スタンプを6つ集めると応募できます。4月～6月の応募者の中から抽選で10人に「阿見グリーンメロン1箱」を、7月～9月の応募者の中から抽選で10人に「新米コシヒカリ5kg」をプレゼントします

③必ずもらえる:実施期間中にスタンプを6つ集めた人には、諏訪原寛幸氏デザインの「阿見將軍クリアファイル」を『あみプレミアム・アウトレット内あみコミュニケーションセンター』にてお渡します

■問い合わせ:あみ観光協会(町商工観光課内) 0888-1111(175)



▲あみろん

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ 商工観光課 0888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
阿見中学校 郵便局 TEL 029-804-0382
コンビニ E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階) (平日 午前9:00～午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で
t-ami@sg-m.jp宛てに空メール
を送信するか、または左記 QR コ
ードを読み取り、専用サイトにア
クセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

人権相談／行政相談

日 時 6月7日(木) 午前10時～午後3時
場 所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場 所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日 時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場 所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日 時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場 所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日 時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場 所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日 時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場 所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日 時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場 所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所

☎ 841-1167

健康づくり課

☎ 888-2940

福祉センターまほろば

☎ 887-3969

地域子育て支援センター

☎ 891-2772

阿見消防署

☎ 887-0119

火災情報案内

☎ 0297-64-0119

上下水道課

☎ 889-5151

霞クリーンセンター

☎ 889-0091

中央公民館

☎ 888-2526

君原公民館

☎ 889-1363

かすみ公民館

☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター

☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター

☎ 840-2761

図書館

☎ 887-6331

予科練平和記念館

☎ 891-3344

総合運動公園

☎ 889-2788

教育相談センター

☎ 888-1225

町民活動センター

☎ 888-2051

町男女共同参画センター

☎ 896-3181

消費生活センター

☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・

定例相談等のテレホンサー

ビス) ☎ 887-6600

●人口と世帯●

- 総人口 47,507人 (+ 65) ▽5月1日現在
- 男 性 23,567人 (+ 27) ▽常住人口ベース
- 女 性 23,940人 (+ 38) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,473世帯 (+ 87) ▽情報広報課調べ

6月の納税等

町・県民税(1期)

介護保険料(2期)

納期限 7月2日(月)

7月の納税等

固定資産税(2期)

国民健康保険税(1期)

後期高齢者医療保険料(1期)

納期限 7月31日(火)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 4月(年累計)

阿見消防署管内調べ

急 病 121件(522)

出場件数 169件(751) 交通事故 18件(58)

一般負傷 8件(78)

※救急車の適正な利用を そ の 他 22件(93)

お 願 い し ま す 合 計 169件(751)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店